

## 別添【審査項目及び評価の視点】

	審査項目	主な評価の視点
1	応募事業者の実績	・本業務や訪問看護等の類似業務に関する十分な実績や経験を有しているのか。
2	業務従事者の実績	・従事者は、本業務や訪問看護等の類似業務に関する十分な実績や経験、認知症に関する資格保持者や研究等の経歴を有しているのか。
3	個人情報の保護、管理に関する方針	・個人情報保護に関することでPマーク等の資格の取得や研修等を実施し、知識等は十分であるのか。
4	業務理解・業務改善	<p>・認知症初期集中支援推進事業の仕様書含む、趣旨や目的、業務の実施内容、課題等の理解が十分あり、実行や改善ができるのか。</p> <p>【参考】業務の実施内容（詳細は仕様書5(4)のとおり）</p> <p>① 認知症初期集中支援の実施            支援対象者の把握 情報収集及び観察・評価 初回訪問時の支援            全体チーム会議の開催 初期集中支援の実施            引き継ぎ後のモニタリング 検証・分析</p> <p>② 認知症初期集中支援業務に関する普及啓発</p> <p>③ 認知症施策推進会議への参加等</p>
5	個別チーム員（従事者）が欠けたときの代替方法	・従事者がやむを得ない事情等で欠けた場合、適切かつ速やかに対応や補充ができるのか。
6	医療機関等の連携体制	・医療機関や介護事業者等との連携体制があり、認知症専門医との調整の提案等の事業をスムーズに遂行するための工夫はあるのか。
7	見積額（積算内訳含む）	・事業費の積算内訳は、業務内容や実施体制等から見て適切なものであるのか。